

令和7年4月21日(月) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (大気系疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
1	大阪市長	大阪市の 男性	気管支ぜん息 障害補償費の支給 の打切り	<p>却下</p> <p>本件は、請求人が、処分庁から令和6年5月21日付けで公害健康被害の補償等に関する法律第28条第2項に基づく障害補償費の支給を打ち切る旨の処分(原処分)を受けたため、これを不服として再調査の請求をしたものの、同年12月16日付けで同請求を棄却する旨の決定がされたことから、原処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。</p> <p>再調査の請求に係る決定書の謄本は、令和6年12月27日に請求人に配達され、請求人は同日に再調査の決定があったことを知ったところ、本件審査請求がされた日は令和7年1月28日と認められることから、本件審査請求は、行政不服審査法第18条第1項が規定する審査請求期間を経過してされたものであり、かつ、当該期間経過につき同項ただし書が規定する「正当な理由」があるとも認められない。</p> <p>よって、本件審査請求は不適法である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
2	独立行政法人 環境再生保全 機構	名古屋市の 男性	肺がん 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人の父(申請中死亡者)が処分庁に対し、石綿に起因する肺がんにかかったとの認定を申請した後死亡したため、請求人が、申請中死亡者が前記認定をうけることができる者であった旨の決定を申請したところ、処分庁が、令和4年10月5日付けで認定を受けることができる者であった旨の決定をしない旨の処分(原処分)をしたため、請求人が、同年11月29日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>石綿に起因する肺がんの判定には、原発性肺がんであり、かつ、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなしうる所見が必要であるところ、当審査会の画像診断及び病理診断では、申請中死亡者が原発性肺がん罹患したことは認められたものの、胸膜プラーク、肺線維化のいずれの画像所見も見当たらず、石綿ばく露に起因する肺がんであることを根拠づける病理所見も見当たらなかったため、申請中死亡者がかかっていた原発性肺がんが石綿を吸入することによるものと判定することはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>